

インフルエンザ定期予防接種のお知らせ

町では、インフルエンザの重症化や合併症を防ぐことを目的として『インフルエンザ定期予防接種』を実施します。

予防接種を希望される方は、次の事項を確認し、インフルエンザ予防接種について十分理解したうえで、かかりつけ医師のもとで接種することをおすすめします。また、接種料金の一部は町で助成します。

県内市町村のインフルエンザ実施医療機関であれば、どこでも接種することができます。

1. 接種対象者

- ・美郷町民で、予防接種当日に満65歳以上になっている方。
- ・60歳以上65歳未満の慢性高度心・肺・腎機能等不全者の障害(身体障害者一級または同程度)を持つ方で接種を希望する方は、ご連絡ください。

(町で証明書を発行しますので、それを持参のうえ接種してください。)

2. 個人負担

町で助成する2,000円を除いた料金を、医療機関に支払ってください。

※各医療機関によっては、接種料金が異なる場合があります。

※ただし、生活保護法による被保護世帯に属する方は全額を町で負担します。

3. 実施期間

平成18年10月15日～平成19年1月31日

※平成19年2月1日以降に接種した分については、町の助成はありませんのでご注意ください。

4. その他

★予診票は、各実施医療機関に備え付けています。

★電話で予約を入れてから、医療機関へ行ってください。(健康保険証を持参してください。)

★接種を希望する方は、下の注意事項を必ず読んでください。

予防接種を受ける前によく読んでください

インフルエンザとは？

インフルエンザは、インフルエンザウイルスに感染することによって起こります。インフルエンザにかかった人が咳やくしゃみをする事により、ウイルスが空気中に広がり、それを吸い込むことによって感染します。症状としては、通常のかぜとは異なり、高熱、全身症状が現れ、あわせて、咳、鼻水などの呼吸器症状が出現します。特に高齢者が罹患した場合には、肺炎等の合併症を引き起こす確率が高いです。

予防接種の効果については、高齢者の発病防止や特に重症化防止に有効であることが確認されています。

インフルエンザの流行シーズン前(12月中旬ころ)までに接種することをおすすめします。



予防接種の副反応は？

注射の跡が、赤みを帯びたり、はれたり、痛んだりすることがありますが、通常2～3日のうちに治ります。また、わずかながら熱が出たり、寒気がしたり、頭痛、全身のだるさなどがみられることもあります。

接種後数日から2週間以内に、発熱、頭痛、けいれん、運動障害、意識障害の症状が現れるなどの報告もされています。非常にまれですが、ショックやじんましん、呼吸困難などが現れることがあります。

予防接種を受けることができない方

1. 明らかに発熱(37.5℃を超える)のある方
2. 重篤な急性疾患にかかっている方
3. インフルエンザワクチンに含まれる成分によって、具合が悪くなったことがある方
4. その他、接種医師に不適當な状態と判断された方



役場(千畑庁舎)福祉保健課 健康対策班 ☎84-4907(内線2171、2172、2173)

障害者自立支援法のお知らせ

10月から「補装具・日常生活用具の制度の見直し」が行われます

車いすや補聴器などを交付・修理する「補装具」の制度や日常生活上の便宜をはかるため給付する「日常生活用具」の制度が見直されます。

○「補装具」と「日常生活用具」の品目が次のとおり変更となります。

補装具		日常生活用具	
点字器	日常生活用具 へ移行	重度障害者用意思 伝達装置	補装具へ 移行
頭部保護帽		情報・通信支援 用具	追 加
人工喉頭			
歩行補助つえ (一本杖のみ)			
収尿器		浴槽(湯沸器)	廃 止
ストマ用装具	パーソナル コンピュータ		
色めがね	廃 止		

○利用者負担は1割に

利用者負担は、補装具・日常生活用具いずれも1割負担となります。

ただし、世帯の所得に応じて、負担が増え過ぎないように次のとおり月額負担上限額が設定されます。

区分	対象となる人	月額負担上限額
生活保護	生活保護世帯の人	0円(自己負担なし)
低所得1	住民税非課税世帯で、障害者または障害児の保護者の年収が80万円以下の人	15,000円
低所得2	住民税非課税世帯で低所得1に該当しない人	24,600円
一般	住民税課税世帯の人	37,200円

※障害者または世帯員の住民税所得割課税額が50万円以上の場合は支給対象外となります。

問い合わせ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187-84-4907 (内線2166)

身体障害者巡回相談のお知らせ

聴覚に障害をお持ちの方を対象とした巡回相談が次のとおり開催されます。

障害区分●聴覚

日 時●10月26日(木) 午前9時30分～正午

会 場●大曲仙北広域交流センター(電話0187-63-1105)

対象地区●大仙市、仙北市、美郷町

内 容●補聴器の交付・修理を要する場合や手帳の診断について、直接医師や業者が相談に応じてくれます。



問い合わせ 役場(千畑庁舎)福祉保健課 福祉班 ☎0187-84-4907(内線2166)